

労 審 発 第 6 8 3 号

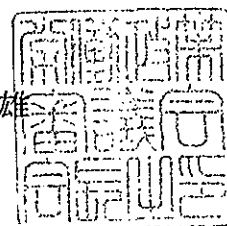
平成 2 5 年 2 月 2 0 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成 2 5 年 2 月 2 0 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 職 0 2 2 0 第 3 号 を も っ て 諮 問 の あ
つ た 「 駐 留 軍 関 係 離 職 者 等 臨 時 措 置 法 及 び 国 際 協 定 の 締 結 等 に 伴 う 漁 業 離 職 者
に 関 す る 臨 時 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、
下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

労働政策審議会
諏訪 康雄 殿

職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄

「駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁
業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱」について

平成 2 5 年 2 月 2 0 日付け厚生労働省発職 0 2 2 0 第 3 号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。